

平成23年1月17日
照会先：厚生労働省健康局生活衛生課
課長補佐 新津 (内線 2431)
管理係長 内藤 (内線 2434)
(代表) 03-5253-1111
(夜間) 03-3595-2301

生活衛生資金貸付利率の改定について

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業本部 生活衛生融資部
東京都千代田区大手町1-9-3公庫ビル6階
電話 03-3270-1651

平成23年1月17日から生活衛生資金貸付の貸付利率が次のとおり改定されます。

| 区分 | 適用施設設備等 | 年 利 率 (注1、2、3) | | 適用時期 |
|------|---|----------------|---------------|------------------------|
| | | 旧利率 | 新利率 | |
| 基準利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・下記以外の設備資金 ・下記以外の運転資金 ・生活衛生セーフティネット貸付(注4) ・衛生環境激変対策特別貸付(注4)(注6) | 2.25 ~ 3.65 % | 2.25 ~ 3.65 % | 平成23年1月17日以降の貸付契約に係るもの |
| 特利 A | <ul style="list-style-type: none"> ・近代化設備 ・振興事業貸付のうち標準営業約款登録者にかかる運転資金 ・振興事業貸付のうち事業計画策定者(注5)が必要とする運転資金 | 1.85 ~ 3.25 % | 1.85 ~ 3.25 % | |
| 特利 B | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備資金 ・環境対策等関連施設(注4) ・健康・福祉増進関連事業施設(注4) ・振興事業貸付のうち事業計画策定者(注5)であって、標準営業約款登録営業者にかかる運転資金 | 1.60 ~ 3.00 % | 1.60 ~ 3.00 % | |
| 特利 C | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備資金 ・観光圏関連設備資金 ・振興施設のうち特定設備 ・衛生設備 ・衛生環境激変対策特別貸付(注4)(注6) ・健康・福祉増進関連事業施設(注4) ・環境対策等関連施設(注4) ・事業安定等施設(注4) | 1.35 ~ 2.75 % | 1.35 ~ 2.75 % | |
| 特利 D | <ul style="list-style-type: none"> ・振興事業施設のうち特定設備であって、事業計画策定者(注5)にかかる資金 | 1.10 ~ 2.20 % | 1.10 ~ 2.20 % | |
| 特利 E | <ul style="list-style-type: none"> ・一般公衆浴場業衛生・近代化設備 ・一般公衆浴場業借地更新・買取資金 | 0.85 ~ 2.25 % | 0.85 ~ 2.25 % | |
| 特利 F | <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 | 1.95 % | 1.95 % | |

(注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

(注2) 貸付利率は、貸付期間によって異なります。

(注3) 平成23年3月31日までにご利用いただく設備資金については、当初2年間は、上記の利率から0.5%引下げた貸付利率が適用されます。

(注4) 用途等により適用利率が異なります。

(注5) 「事業計画策定者」とは、「振興事業に係る事業計画書」を策定し、生活衛生同業組合から検証を受けた者をいいます。

(注6) 口蹄疫にかかる衛生環境激変対策特別貸付が、平成22年8月2日から平成23年2月28日まで適用されております(宮崎県内の対象業種に限る)。

(注7) 引火性溶剤の安全対策設備の導入が必要なクリーニング業を営む方(洗濯物取次業を除く)が、引火性溶剤使用に伴う安全対策に必要な設備資金については、特別利率Cが適用されます(平成24年3月30日まで)。